

イランに対する輸出入禁止措置等の解除及び新たな措置の実施に伴う税関の対応について

平成 28 年 1 月 22 日財関第 97 号

イランの核問題に関し、昨年 7 月に採択された国際連合安全保障理事会（以下「国連安保理」という。）決議第 2231 号に基づく措置が、本年 1 月 16 日に施行されたことを受け、本日（1 月 22 日）、「イランの核問題に関する国際連合安全保障理事会決議第 2231 号に基づく措置の履行について」が閣議了解されたところである。これを受けて、イランに対する輸出入禁止措置等の解除及び新たな措置を実施するための輸入公表の改正告示等が公示され、本日より実施されたところである。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別添）を踏まえ、関係官庁との連携を密にし、下記により適切に実施されたい。

なお、この通達の実施に伴い「イランに対する輸入禁止措置に伴う税関の対応について」（平成 19 年 2 月 16 日財関第 178 号）及び「イランからの武器の輸入禁止措置に伴う税関の対応について」（平成 19 年 5 月 18 日財関第 642 号）は廃止する。

記

1. イラン向けの輸出貿易管理令別表第 1 の二の項及び四の項に掲げる貨物の輸出に際して、経済産業大臣は国連安保理の事前承認がある場合のみ輸出を許可することとなる。引き続き、経済産業省と連携し、当該措置を適切に実施すること。
2. 入国又は通過を禁止されている対象者への対応として、事前旅客情報等により早期の把握に努め、これらの者が入国等しようとする事実が判明した場合には、法務省（入管）と連携の上、携帯品検査に当たっては慎重な審査及び検査を実施すること。
3. 貨物検査の要請への対応として、イランを仕向地又は仕出地とする輸出貿易管理令別表第 1 の二の項及び四の項に掲げる貨物等であると信じる合理的な根拠があると示す情報がある場合には、空港及海港において、仕向地又は仕出地とするとする当該貨物に対する慎重な検査を実施すること。

平成 28 年 1 月 22 日 20180114 貿第 6 号

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済協力局長

外国為替令等に基づく告示の一部改正について

上記の件について、別添のとおり定めましたので通知します。

○経済産業省告示第十三号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年一月二十二日

経済産業大臣 林 幹雄

二の表の輸入品目等の項を削る。

平成 28 年 1 月 22 日 2D160115 貿局集 3 号

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済協力局長

輸入注意事項の一部改正等について

上記の件について、別添のとおり定めましたので通知します。

別添

輸入注意事項の廃止について

20160115 貿局第 3 号

平成 28 年 1 月 22 日輸入注意事項 28 第 1 号

下記に掲げる輸入注意事項については、平成 28 年 1 月 22 日限りで廃止します。

記

- 平成 19 年 2 月 19 日付け輸入注意事項 19 第 1 号（イランを原産地又は船積地域とする貨物の二号承認制への追加について）
- 平成 19 年 5 月 18 日付け輸入注意事項 19 第 28 号（イランを原産地又は船積地域とする貨物の二号承認制への追加について）

国際連合安全保障理事会決議第 2231 号に基づくイラン向け大量破壊兵器等関連貨物の輸出等について

平成 28 年 1 月 22 日 20160115 貿局第 1 号
輸出注意事項 28 第 2 号

平成 27 年 7 月 20 日（ニューヨーク現地時間）、国際連合安全保障理事会（以下「国連安保理」という。）において、イランの核問題に関する国連安保理決議第 2231 号が採択されました。同決議においては、イランと EU 3 + 3 が発表した「包括的共同作業計画」の定める「履行の日」に効力を生ずる事項等が規定されております。

今般、平成 28 年 1 月 16 日（ウィーン現地時間）に、この「履行の日」が到来したことを受け、国連安保理決議第 2231 号に基づき、イラン向け大量破壊兵器等関連貨物の輸出等については、下記のとおり取り扱うことといたします。

なお、「国際連合安全保障理事会決議第 1929 号等に基づくイラン向け大量破壊兵器等関連貨物等の輸出禁止措置について」（平成 22・07・22 貿局第 5 号）は、廃止いたします。

記

イラン向けの輸出貿易管理令別表第 1 の 2 の項及び 4 の項に掲げる貨物の輸出又は外国為替令別表の 2 の項及び 4 の項に掲げる技術の提供については、国連安保理等の事前の承認手続き等が必要となる場合がありますので、申請に先立って、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課へ問い合わせてください。

なお、国連安保理等の事前の承認手続き等が必要となる場合には、平成 11 年 6 月 18 日付け「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可に係る審査期間等について（お知らせ）」中の審査期間が 90 日を超える場合がありますのでご注意ください。

附 則

この通達は、平成 28 年 1 月 22 日から施行する。